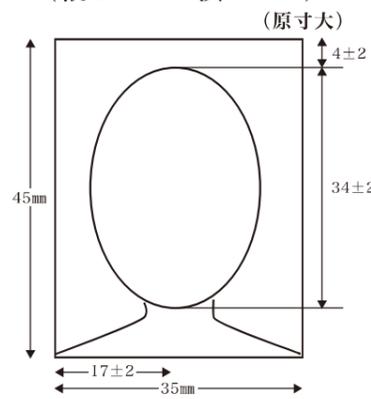


# 旅券（パスポート）申請・受領のご案内

- 鹿児島県内で旅券の申請ができるのは、日本国籍を有し、原則として鹿児島県内に住民登録のある方です。
- 鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町の住民の方は、住民登録のある市町村での申請となり、原則としてかごしま県民交流センター及び北薩地域振興局での申請はできません。
- この案内は、新規・切替申請に関するものです。紛失、記載事項変更、~~査証欄の増補~~などの場合は、事前に旅券窓口にお問い合わせください。

## 申請に必要な書類等（次の1～6を全て用意して申請してください）

令和5年3月27日以降  
(令和4年7月現在)

<p>1. 一般旅券発給申請書 1通 (<del>折曲厳禁</del>・本人自筆)</p>	<p>・18歳以上の方は10年用と5年用のどちらか選んで記入してください。 ・18歳未満(未成年)の方は5年用しか申請できません。</p>				
<p>2. 戸籍謄本 1通 (発行日から6か月以内のもの) (改製原戸籍は不可)</p>	<p>・有効期間内の旅券の切り替えて、氏名や本籍地等に変更のない場合は省略できます。 ただし、申請書に本籍地の記入が必要なため、本籍を番地まで確認の上、申請してください。 (<del>未成年者・一時帰国者・外国姓でヘボン式でない表記を希望する方は、省略できません</del>) ・同一戸籍の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本一通で申請できます。</p>				
<p>3. 写真(6か月以内に撮影されたもの) 1枚 (縦4.5cm×横3.5cm) (原寸大)</p>  <p>*裏面に氏名を記載してください。</p>	<p>※できるだけ写真店でパスポート用と指定して撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左図の規格にあうもの</li> <li>・正面を向き、無帽(ヘアバンドは不可)・無背景のもの</li> <li>・デジタル写真の場合、写真専用紙を使用し画質が鮮明なもの</li> </ul> <p>パスポート写真としてふさわしくないもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目元がはっきり確認できないもの(眼鏡のレンズに光が反射したもの、眼鏡のフレームが目にかかっているもの、濃い色のレンズのもの、髪が目にかかっているもの、カラーコンタクトレンズ着用のもの等)</li> <li>・顔や頭の輪郭が隠れる装飾品等があるもの</li> <li>・「自撮り」写真など画像が反転したものや、アプリ等で顔等を加工したもの</li> <li>・笑ったり、泣いたり等表情が平常と異なるもの</li> <li>・不鮮明なもの(汚れやキズ)、画像が粗いもの、影のあるもの</li> <li>・頭、髪、服装と背景の境界が不明瞭なもの</li> <li>・ノイズ(画像の乱れ)・変形・マスキング(縁取り)があるもの</li> </ul> <p>※不適当な写真の場合は、撮り直しをお願いすることがあります。</p>				
<p>4. 本人確認のための書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現に有効な原本であること</li> <li>・コピーは不可</li> </ul> <p>〔氏名・生年月日・住所・性別ふりがな・本籍等が、申請書の記載内容と、一致しているものに限り。〕</p> <p>〔該当する書類がないときは、必ず事前に、お問い合わせください。〕</p> <p>※代理提出の場合申請者と代理人の本人確認の書類が必要です。</p>	<p>◎1つでよいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許証 ○運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)</li> <li>○日本国旅券(失効後6か月以内) ○個人番号カード(マイナンバーカード)</li> <li>○身体障害者手帳 ○官公庁職員身分証明書 ○宅地建物取引士証</li> <li>○船員手帳 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○電気工事士免状</li> <li>○無線従事者免許証 ※いずれも写真付きのものに限る</li> </ul> <p>◎2つ必要なもの(〔AとA〕または〔AとB〕, Bだけ2つは不可)</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○介護保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○国民年金手帳 ○厚生年金証書 ○共済年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印鑑 ○後期高齢者医療被保険者証 ○基礎年金番号通知書</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>○日本国旅券(失効後6か月以上) ○公的機関発行の資格証明書 ○会社の身分証明書 ○学生証 ※いずれも写真付きのものに限る</td> </tr> </table>	A	○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○介護保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○国民年金手帳 ○厚生年金証書 ○共済年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印鑑 ○後期高齢者医療被保険者証 ○基礎年金番号通知書	B	○日本国旅券(失効後6か月以上) ○公的機関発行の資格証明書 ○会社の身分証明書 ○学生証 ※いずれも写真付きのものに限る
A	○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○介護保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○国民年金手帳 ○厚生年金証書 ○共済年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印鑑 ○後期高齢者医療被保険者証 ○基礎年金番号通知書				
B	○日本国旅券(失効後6か月以上) ○公的機関発行の資格証明書 ○会社の身分証明書 ○学生証 ※いずれも写真付きのものに限る				
<p>5. 前回取得した旅券</p>	<p>・切替申請は、有効な旅券の提出が必要です。 ・有効期間の切れた旅券もお持ちください。</p>				
<p>6. 住民票 1通 (発行日から6か月以内のもの)</p>	<p>・鹿児島県内に住民登録がある方は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で確認できますので原則不要です。 ・住民登録変更(転居・転入)直後に申請される場合 ・鹿児島県内に住民登録をしていない方が、居所申請する場合</p>				

## 申請についてのご注意

### 切替申請

次に該当する場合は、新たな旅券に切り替えることができます。  
 ・残りの有効期間が1年未満となった場合(残り有効期間は切り捨てになります)  
 ・査証欄に余白がなくなった場合(1欄に限り増補もできます)  
 ・旅券の記載事項に変更が生じた場合

### 代理提出

本人が申請に来られない場合は、申請者に代わり代理人が申請書を提出することができます。  
 ・左頁の必要書類を全て持参すること(申請者と代理人の本人確認書類が必要)  
 ・申請書の必要項目(裏面の「申請書類等提出委任申出書」も含む)は、必ず申請者本人が記入すること(代理人は記入できません)  
 ◎10名以上の代理提出の場合は、事前に旅券窓口にお問い合わせください。

### 居所申請

一時的に鹿児島県内に住んでいる、学生・単身赴任者・海外からの一時帰国者等で、鹿児島県内に住民登録をしていなくても、申請できる場合があります。  
 ◎事前に旅券窓口にお問い合わせください。

### 未成年者の申請

・18歳未満の方は、5年有効旅券のみの申請になります。  
 ・申請書裏面の法定代理人署名欄に親権者または後見人の署名が必要です。  
 ※年齢は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により決まります。この法律により、12歳未満は12歳の誕生日の前々日までに申請された方に適用されます。

### その他

次に該当する場合は、必ず事前に旅券窓口にお問い合わせください。  
 ・有効旅券の紛失、焼失、損傷による申請をする場合  
 ・申請書の「刑罰等関係欄」に該当する場合  
 ・前回申請した旅券を受領していない場合  
 ・外国式の姓・名で申請する場合(外国人との婚姻や二重国籍等)

## 受領についてのご注意

旅券の受領(受け取り)には、年齢に関係なく必ず本人がおいでください。代理受領はできません。

### 旅券発給手数料

有効期間	申請時の年齢	収入印紙	鹿児島県収入証紙	合計
10年	18歳以上	14,000円分	2,000円分	16,000円分
	12歳以上	9,000円分	2,000円分	11,000円分
5年	12歳未満	4,000円分	2,000円分	6,000円分

### 申請から受領までの日数

申請場所	受領場所	所要日数
交流センター	交流センター	6日
センター/北薩地振	北薩地振/センター	8日
北薩地域振興局	北薩地域振興局	10日
市町村役場	市町村役場	

◎旅券の受け取りまでにかかる所要日数は、土・日・祝日及び年末・年始休暇中は含まれておりません。

## 県の旅券窓口の受付(申請・受領)時間

かごしま県民交流センター	平日(月～金)、日曜日(日曜日は申請できません) 8:30～17:00 (土曜、祝日(日曜と重なる場合は除く)、振替休日、年末・年始休暇中は休みです)
北薩地域振興局	平日(月～金) 8:30～12:00 13:00～16:00(交付は17:00まで) (土曜、日曜、祝日、振替休日、年末・年始休暇中は休みです)

◎日曜日に開いているのは、かごしま県民交流センターパスポート窓口だけです。  
 また、日曜日は受け取りだけができ、申請はできません。

## 旅券窓口・問合せ先

### 県の旅券窓口

かごしま県民交流センター東棟1階 パスポート窓口 (鹿児島市山下町14番50号)	099-221-6611(直通) 099-221-6610(テレホンサービス)
北薩地域振興局総務企画課 (薩摩川内市神田町1-22)	0996-25-5108(直通)

### 市町村の旅券窓口

鹿屋市 市民課	0994-43-2111(代表)
枕崎市 市民生活課	0993-72-1111(代表)
阿久根市 市民環境課	0996-73-1211(代表)
出水市 市民生活課	0996-63-2111(代表)
指宿市 市民課	0993-22-2111(代表)
西之表市 市民生活課	0997-22-1111(代表)
垂水市 市民課	0994-32-1111(代表)
日置市 市民生活課	099-273-2111(代表)
曾於市 末吉本庁市民課	0986-76-8805(直通)
曾於市 大隅支所地域振興課	099-482-5923(直通)
曾於市 財部支所地域振興課	0986-72-0934(直通)
霧島市 霧島市市民サービスセンター	0995-46-1337(直通)
いちき串木野市 市民生活課	0996-33-5611(直通)
南さつま市 市民環境課	0993-53-2111(代表)
志布志市 市民環境課	099-474-1111(代表)
奄美市 名瀬総合支所市民課	0997-52-1111(代表)
奄美市 住用総合支所市民福祉課	0997-69-2111(代表)
奄美市 笠利総合支所市民課	0997-63-1111(代表)
南九州市 市民生活課	0993-56-1111(代表)
南九州市 穎娃支所市民生活係	0993-36-1111(代表)
南九州市 知覧支所市民生活係	0993-83-2511(代表)
伊佐市 市民課	0995-23-1311(代表)
始良市 始良市民サービスセンター	0995-66-3116(直通)
さつま町 町民環境課	0996-53-1111(代表)
長島町 町民保健課(鷹巣)	0996-86-1111(代表)
長島町 総合管理課(指江)	
湧水町 住民税務課	0995-74-3111(代表)
大崎町 住民環境課	099-476-1111(代表)
東串良町 住民課	0994-63-3102(直通)
錦江町 住民税務課	0994-22-3039(直通)
南大隅町 町民保健課	0994-24-3111(代表)
肝付町 住民課	0994-65-8411(直通)
中種子町 町民保健課	0997-27-1111(代表)
南種子町 総務課	0997-26-1111(代表)
屋久島町 町民課	0997-43-5900(代表)
大和村 住民税務課	0997-57-2111(代表)
宇検村 住民税務課	0997-67-2211(代表)
瀬戸内町 企画課	0997-72-1111(代表)
龍郷町 町民税務課	0997-69-4517(直通)
喜界町 町民税務課	0997-65-1111(代表)
徳之島町 企画課	0997-82-1111(代表)
天城町 企画財政課	0997-85-5178(直通)
伊仙町 ぐらし支援課	0997-86-3111(代表)
和泊町 町民支援課	0997-84-3516(直通)
知名町 町民課	0997-93-3111(代表)
与論町 総務企画課	0997-97-3111(代表)

※上記39市町村の住民の方は、住民登録のある市町村での申請となり、原則としてかごしま県民交流センター及び北薩地域振興局での申請はできません。  
 ※受付時間等は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

